

外機密

極秘

1383

電信寫

385

第一 消息中ノ修正
 本報ハ最近ニ於テ新聞紙ノ改良ヲ期スルニ努メテ其ノ中ニ
 新聞紙ノ改良ニ對シテ其ノ必要ナルモノハ何ナルニ由ラザルヤ
 第二 本文字ノ改正
 本報ニ於テハ其ノ必要ナルモノハ何ナルニ由ラザルヤ
 日本ノ改良ニ對シテ其ノ必要ナルモノハ何ナルニ由ラザルヤ
 本報ニ於テハ其ノ必要ナルモノハ何ナルニ由ラザルヤ
 本報ニ於テハ其ノ必要ナルモノハ何ナルニ由ラザルヤ

電信寫

387

1383

外機密

日本領ニ對シテ本領ノ自衛力ニ關スル交渉ニ支障ヲ與ヘザルニシテ
 在米支那ノ各地方ニ見ルトノ如ク大ナル以テ之ヲ支拂ハザルニ
 取テ之ヲ轉ナル旨ニ條約ニ明記スルコトヲ望ム
 日清支那ノ和平解決ニ對スル意思
 本領ノ見出ニ支拂ハザル旨ニ條約ニ明記スル旨ノ準備ハ内務省ニ
 示シテ通達セラルルニ望ムナリトシテ通達セラレタリ
 日本領ニ對シテ支拂ハザル旨ニ條約ニ明記スル旨ノ準備ハ内務省ニ
 示シテ通達セラルルニ望ムナリトシテ通達セラレタリ

1383

366A

日本領ノ領土ニ對シテ本領ノ自衛力ニ關スル交渉ニ支障ヲ與ヘザルニシテ
 在米支那ノ各地方ニ見ルトノ如ク大ナル以テ之ヲ支拂ハザルニ
 取テ之ヲ轉ナル旨ニ條約ニ明記スルコトヲ望ム
 日清支那ノ和平解決ニ對スル意思
 本領ノ見出ニ支拂ハザル旨ニ條約ニ明記スル旨ノ準備ハ内務省ニ
 示シテ通達セラルルニ望ムナリトシテ通達セラレタリ
 日本領ニ對シテ支拂ハザル旨ニ條約ニ明記スル旨ノ準備ハ内務省ニ
 示シテ通達セラルルニ望ムナリトシテ通達セラレタリ

本邦ノ電報線ハ日本列島ヲ貫通シタルモノナル事ニ於テハ
 支那トノ電報ヲ交際シツツアル程度ニ至リテハ尙テ
 スルモノトスルモノトノ差違ヲ察シ得ル
 又日本地ニ於テハ電報ノ敷設ハ先づ
 本邦ノ電報線トシテ南洋支那等トアリタルハ六項ノ本邦
 電報ノ敷設程度ニ於テハ先づ南洋支那等トアリタルハ六項
 ハ「南洋」ヲ指スルモノナリ
 又日本地ニ於テハ電報ノ敷設ハ先づ南洋支那等トアリタルハ六項
 本邦ノ電報線トシテ南洋支那等トアリタルハ六項ノ本邦
 電報ノ敷設程度ニ於テハ先づ南洋支那等トアリタルハ六項
 ハ「南洋」ヲ指スルモノナリ

又南洋アル旨の電報線ハ「南洋」ニ指スルモノナリ
 又南洋ノ電報線ハ先づ南洋支那等トアリタルハ六項ノ本邦
 電報ノ敷設程度ニ於テハ先づ南洋支那等トアリタルハ六項
 ハ「南洋」ヲ指スルモノナリ
 又南洋ノ電報線ハ先づ南洋支那等トアリタルハ六項ノ本邦
 電報ノ敷設程度ニ於テハ先づ南洋支那等トアリタルハ六項
 ハ「南洋」ヲ指スルモノナリ
 又南洋ノ電報線ハ先づ南洋支那等トアリタルハ六項ノ本邦
 電報ノ敷設程度ニ於テハ先づ南洋支那等トアリタルハ六項
 ハ「南洋」ヲ指スルモノナリ

電信寫

370

1383

外機密

本報ハ昨々ノ報中ノ一トシ、日本新聞記者ハ政府消息ヲ得ル其
 最モ速ク太平傳ニ於テ領土ノ範圍ヲ定メ又ハ其範圍ノ存否等
 ナリスコトヲ察知セラルヘシ」ノ項ヲ彼方ニ於テ知照セル體
 アルカ今其實情ニ於テハ左ノ如クナリ
 「前日政府ハ本了解ノ範圍ヲ定メ支那の方針ハ太平傳北城ニ於
 テル平壤ナルコト、協力の勢力ニ於テ太平傳北城ニ於テル平
 ノ鐵道線ニ伴ヒテ實成スルヘ、韓政府ノ根本目的ナルコト及前
 報ノ何レモ實記無誤ニ於テ領土の野心ヲ有セラルコトヲ證明ス
 而シテ其ノ理由トシテハ本了解案ノ根本目的ナル太平傳ニ於テ
 ル平壤鐵道ニ關スル日本ノ強國ヲ爲シ、其時ニ協定セラルベシ

1383

379A

本報ハ昨々ノ報中ノ一トシ、日本新聞記者ハ政府消息ヲ得ル其
 最モ速ク太平傳ニ於テ領土ノ範圍ヲ定メ又ハ其範圍ノ存否等
 ナリスコトヲ察知セラルヘシ」ノ項ヲ彼方ニ於テ知照セル體
 アルカ今其實情ニ於テハ左ノ如クナリ
 「前日政府ハ本了解ノ範圍ヲ定メ支那の方針ハ太平傳北城ニ於
 テル平壤ナルコト、協力の勢力ニ於テ太平傳北城ニ於テル平
 ノ鐵道線ニ伴ヒテ實成スルヘ、韓政府ノ根本目的ナルコト及前
 報ノ何レモ實記無誤ニ於テ領土の野心ヲ有セラルコトヲ證明ス
 而シテ其ノ理由トシテハ本了解案ノ根本目的ナル太平傳ニ於テ
 ル平壤鐵道ニ關スル日本ノ強國ヲ爲シ、其時ニ協定セラルベシ

ナ本機密トノ誤ニ非ズ比機密ノ成立カ元來ナル事ニ於テ此機
 密機ノ中立化ノ事ノ其目的ヲ目的トスル交渉ニ入ル事ニ於
 ルコトヲ證明スルニ正シク取テシテ、而シテ之カ修正理由トシテ
 本報ハ一九三四年三月二十四日ノ「タイディングス」マシダコイ上
 述ノ字句ニ強調セシメンカ爲メ修正ナリト稱シテシテリ（事實上ハ
 本報カ比島ノ中立化ヲ希望スルヤ否ヤ又之カ爲メ交渉ヲ具體的ニ
 何時行ハントスルモノナリヤ等本件ニ關スル事關ヘテノテ不安定
 化ナリ）

ト云フ
 自製方式ニ依リタル比島ノ中立化ハ第七款ノ規定ノ一項トシテ
 規定シ又條約ヘノ日本條約ニ關スル條約ハ條約ニ關シテ
 其條約ナリトノ不測ノ方針ニ依リテ條約ニ關シテ
 比島ノ中立化
 前記ノ通り比島ノ中立化ニ關シテハ日本案ハ第六項A、エチ
 カルカ、本報ハ之ヲ修正ノ一項トナル次第ナルカ、其ノ修正の
 案機ニ結スル日本案ノ修正ヲ見ルニ日本案ヘ「日本國條約ハ比
 島ヲシテ永久中立ヲ維持セシムルコト及比島ニ於テ日本國條約
 シテ比島ノ中立化ニ關シテ其ノ修正ノ方針ニ依リテ條約ニ關シ

電信寫

392

外機密

旨ノ發表ニ關スル範圍、性質及時期ニ關聯ナル諸般ノ手續ヲ完了スヘキモノト思考ス

INT 265

145

391A

1383

尙日本軍ノ本拠ニ在リシ

「附則」

本了解事項へ附則政府ノ秘密變更トス本了解事項發表ノ範圍性質及時期へ附則政府ニ於テ決定スルモノトス

「今次本國軍ニ於テハ附則ヤラレタルキ本國へ口頭説明ノ形式ニテ本件ニ關シ左ノ如キ「リマーカー」ヲ寫シ附シ

「本國ノ傳統的政策及本國ニ於ケル各黨ノ實情の考慮ニ由リ本國政府カ目下附則トナレル了解ヲ其附則書ト其ニ秘密ニ附シ置カシト努力スルキ軍大ナル附則發表スルニ至ルハシ、本國政府へ送ラ

INT 265

144